

## 【下水道使用料単価表（1か月分）】（税抜）

区分	汚水の量	使用料
基本料金	10 m <sup>3</sup> まで	975円
超過料金	10 m <sup>3</sup> を超え 20 m <sup>3</sup> まで	1 m <sup>3</sup> につき 135円
	20 m <sup>3</sup> を超え 30 m <sup>3</sup> まで	1 m <sup>3</sup> につき 145円
	30 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> まで	1 m <sup>3</sup> につき 155円
	50 m <sup>3</sup> を超える	1 m <sup>3</sup> につき 165円

## 【下水道使用料の計算方法】

- ①上水道の使用量（2か月分）の1/2を1か月分の汚水量とみなして1か月分の使用料（税抜相当額）を算出する。
- ②1.1（消費税相当率）を乗じる。  
※令和元年11月請求分について、令和元年10月1日より前から継続して使用している場合は、1.08を乗じます。（消費税の経過措置）
- ③10円未満を切り捨てる。
- ④それぞれ算出した1か月分の使用料を合算し、2か月分の使用料を算出する。

上水道使用量が「41 m <sup>3</sup> （2か月分）」の場合	
① 1か月分の汚水量を求めます。	$41 \text{ m}^3 \div 2 = 20.5 \text{ m}^3$ $\rightarrow 1 \text{ か月分} = 21 \text{ m}^3, 20 \text{ m}^3$
② 1か月目の使用料を求めます。 （21 m <sup>3</sup> 分）	$975 \text{ 円} \quad (10 \text{ m}^3) = 975 \text{ 円}$
	$135 \text{ 円} \times 10 \text{ m}^3 = 1,350 \text{ 円}$
	$145 \text{ 円} \times 1 \text{ m}^3 = 145 \text{ 円}$
	<b>合計 = 2,470円</b>
	$2,470 \text{ 円} \times 1.1 = 2,717 \text{ 円}$
	$2,717 \text{ 円} (10 \text{ 円未満切捨}) \rightarrow 2,710 \text{ 円}$
③ 2か月目の使用料を求めます。 （20 m <sup>3</sup> 分）	$975 \text{ 円} \quad (10 \text{ m}^3) = 975 \text{ 円}$
	$135 \text{ 円} \times 10 \text{ m}^3 = 1,350 \text{ 円}$
	<b>合計 = 2,325円</b>
	$2,325 \text{ 円} \times 1.1 = 2,557.5 \text{ 円}$
	$2,557.5 \text{ 円} (10 \text{ 円未満切捨}) \rightarrow 2,550 \text{ 円}$
④合算します	【21 m <sup>3</sup> 分の料金】 【20 m <sup>3</sup> 分の料金】 【41 m <sup>3</sup> 分の料金】 $2,710 \text{ 円} + 2,550 \text{ 円} = 5,260 \text{ 円}$

## 【下水道使用料の目安】（2か月・税込み）

排水量	使用料
20m <sup>3</sup> まで	2,140円
30m <sup>3</sup>	3,620円
40m <sup>3</sup>	5,100円
50m <sup>3</sup>	6,700円
60m <sup>3</sup>	8,300円
70m <sup>3</sup>	10,000円
80m <sup>3</sup>	11,700円
90m <sup>3</sup>	13,420円
100m <sup>3</sup>	15,120円
300m <sup>3</sup>	51,420円
500m <sup>3</sup>	87,720円
1,000m <sup>3</sup>	178,460円

※令和元年11月請求分について、令和元年10月1日より前から継続して使用している場合は、消費税率を8%で算出します。（消費税の経過措置）  
このため、上表と請求金額が異なる場合があります。